

## 平成 20 年第 5 回にかほ市議会定例会会議録（第 6 号）

### 1、本日の出席議員（ 23 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
8 番	小 川 正 文	9 番	伊 藤 知
10 番	加 藤 照 美	11 番	佐々木 弘 志
12 番	村 上 次 郎	13 番	菊 地 衛
14 番	佐々木 清 勝	15 番	榊 原 均
16 番	竹 内 賢	17 番	佐 藤 元
18 番	斎 藤 修 市	19 番	佐々木 平 嗣
20 番	池 田 甚 一	21 番	本 藤 敏 夫
22 番	佐々木 正 己	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

### 1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

7 番 佐々木 正 明

### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	佐 藤 文 一	局長補	佐 藤 谷 博 之
議事調査係長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也	企 画 情 報 課 長	竹 内 規 悦
財 政 課 長	佐 藤 家 一	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
市 民 課 長	木 内 利 雄	農 林 水 産 課 長	阿 部 誠 一
観 光 課 長	武 藤 一 男	建 設 課 長	齋 藤 正 司
都 市 整 備 課 長	佐 藤 正	下 水 道 課 長	渡 辺 講

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第6号

平成20年6月23日(月曜日)午前10時開議

- 第1 議案第66号 平成20年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第7号)
- 第2 議案第67号 にかほ市みらい創造基金条例制定について
- 第3 議案第68号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第69号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第70号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第6 議案第71号 市道路線の廃止について
- 第7 議案第72号 市道路線の認定について
- 第8 議案第73号 公共下水道根幹の施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について
- 第9 議案第74号 平成20年度にかほ市一般会計補正予算(第2号)
- 第10 議案第75号 平成20年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第1号)
- 第11 陳情第6号 青少年健全育成のための基本法及び有害図書類・有害情報規制に関する法整備を求める陳情
- 第12 陳情第7号 名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書」の採択について(陳情)
- 第13 陳情第8号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書
- 第14 陳情第9号 後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書
- 第15 陳情第10号 過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書
- 第16 請願第2号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願
- 第17 請願第1号 米価の安定と生産調整に関する請願(継続審査中)
- 第18 議提第6号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書
- 第19 議提第7号 ミニマムアクセス米の輸入の一時中止を求める意見書
- 第20 委員会の閉会中の継続審査の件
- 第21 議員派遣の件
- 第22 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 23 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから一般会計予算特別委員会のため、しばらくの間休憩します。

午前 10 時 00 分 休 憩



## 一般会計予算特別委員会会議録

### 出席委員( 22 名 )

1 番 飯 尾 善 紀	2 番 佐々木 正 勝
3 番 市 川 雄 次	4 番 池 田 好 隆
5 番 宮 崎 信 一	6 番 佐 藤 文 昭
8 番 小 川 正 文	9 番 伊 藤 知
10 番 加 藤 照 美	11 番 佐々木 弘 志
12 番 村 上 次 郎	13 番 菊 地 衛
14 番 佐々木 清 勝	15 番 榊 原 均
16 番 竹 内 賢	17 番 佐 藤 元
18 番 斎 藤 修 市	19 番 佐々木 平 嗣
20 番 池 田 甚 一	21 番 本 藤 敏 夫
22 番 佐々木 正 己	23 番 山 田 明

### 議会事務局職員

議会事務局長 佐 藤 文 一	局長補佐 佐 藤 谷 博 之
議事調査係長 佐 藤 正 之	主 査 佐々木 美 佳

### 説 明 員

市 長 横 山 忠 長	副 市 長 横 山 昭
教 育 長 三 浦 博	企 業 管 理 者 佐々木 勝 利
総 務 部 長 佐 藤 好 文	市 民 部 長 齋 藤 隆 一
健康福祉部長 笹 森 和 雄	産 業 部 長 伊 藤 賢 二
建 設 部 長 佐々木 秀 明	教 育 次 長 小 柳 伸 光
ガス水道局長 須 田 登 美 雄	消 防 長 中 津 博 行
総務部総務課長 森 鉄 也	企 画 情 報 課 長 竹 内 規 悦
財 政 課 長 佐 藤 家 一	税 務 課 長 齋 藤 利 秀
市 民 課 長 木 内 利 雄	農 林 水 産 課 長 阿 部 誠 一

観 光 課 長 武 藤 一 男 建 設 課 長 齋 藤 正 司  
都 市 整 備 課 長 佐 藤 正 下 水 道 課 長 渡 辺 講  
教 育 委 員 会 総 務 課 長 阿 部 均

.....

平成 20 年度一般会計予算特別委員会審議日程

第 1 予算特別小委員会の報告、質疑（議案第 74 号）

第 2 討 論

第 3 採 決

.....

午前 10 時 01 分 開 議

一般会計予算特別委員長（山田明君） ただいま出席している委員は 22 名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

各小委員会の審査の報告を求めます。

最初に、総務小委員長の報告を求めます。13 番菊地衛総務小委員長。

【総務小委員長（13 番菊地衛君）登壇】

総務小委員長（菊地衛君） おはようございます。

去る 4 月 23 日、常任委員会各委員会の構成がえが行われましたが、図らずもまた委員長報告をすることになりました。よろしくお願いたします。

6 月 18 日、当総務予算特別小委員会に付託になりました案件の審査が終了しておりますので、報告いたします。

議案第 74 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）中、総務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員に関する事項他のところではありますが、賛成多数で可決をいたしております。

審査の内容について若干申し上げます。今回の補正に関しては、市政報告、あるいは一般質問、質疑等で、全体で詳しい説明を受けている部分が多いわけで、財政調整基金の繰り入れ、馬場院内線バス代替運行費補助金、地上デジタル放送電波測定業務委託料、過年度過誤納金還付金、裁判員制度導入に伴うシステム改修委託料、消防費の防火水槽蓋掛工事などは、全体でも議論され、提案理由についてはおおむね理解の範囲とっております。

2 款 1 項 1 目の広告料について、魁星旗争奪少年サッカー大会が当市を会場に行われることから、開催地広告という内容ですが、委員からは、大会の規模や経済効果があるのかなどについての質問

がありました。大会は10月18日と19日、それに25日の3日間にわたって開催され、72チームが参加するようで、前年の由利本荘市では延べ8,000人の入り込みがあったようであります。ただ、少年チームで親などがバス等での引率が多く、チーム自体の経費の問題もあり、宿泊はほとんどないのではと見ているようであります。

2款1項11目の男女共同参画講演会委託料についても、本会議で説明があったわけですが、委員からは開催の内容や講師の選任などについて、業者任せの委託ではなく、市民のニーズにこたえ、市が主体的に行うべきとの意見が出ております。

2款4項1目の裁判員制度導入に伴うシステム改修委託料は、市としてはあくまでも裁判員を抽出するための名簿整理プログラムのシステム構築ということで、その人数については人口規模や犯罪の発生例など、さまざまな要件で抽出されるようですが、にかほ市ではおおむね33人程度ではないかと推測されているようです。いずれ、その抽出方法について、あるいは、委員から質問があった、どういう人が選ばれるのか、裁判員は断れるのか、どんな事件を担当するのかなどはすべて裁判所が決めることで、市の行政は名簿抽出のもとになる部分の業務だけということです。前段の質問には、市役所のロビー等にも備えてあるようですが、「裁判員制度」という小冊子を配布していただきました。

他の意見としては、今後、廃止が予定されているバス路線について、羽後交通側から早期に情報提供をしていただき、市の体制を早目に整えておく必要があるだろうということです。それから、地上デジタル放送については、切りかえと同時にすべての市民がひとしく情報文化を享受できるようにとの意見が出ております。

以上、報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。10番加藤照美教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（10番加藤照美君）登壇】

教育民生小委員長（加藤照美君） おはようございます。

去る6月18日、当教育民生予算特別小委員会に付託になりました案件の審査がすべて終わっておりますので、その報告をいたします。

議案第74号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）中、市民部、健康福祉部、教育委員会に関する事項について、全員の賛成により可決いたしております。

次に、審査の内容について若干申し上げます。

歳入では、14款2項4目では、仁賀保中学校施設整備費補助金として、国のほうから事業費に対する2分の1の補助を計上しております。

15款2項2目では、院内地区に新たに開設する学童保育クラブの開設費用に対して、国、県から

の補助金を計上しております。

18款2項2目では、今年度事業費40%分のうち、国庫補助金と起債額に合わせた不足分を基金から繰り入れるため計上されております。

21款1項6目では、仁賀保統合中学校整備事業債として、建設事業費を計上しております。

歳出では、3款2項1目では、院内地区に新たに開設する学童保育クラブの開設費を計上、3款4項2目では、後期高齢者医療制度が始まったことから、システムの改修を行うための費用が計上されております。

10款2項1目では、各学校の耐震診断委託料を計上、10款3項4目では、仁賀保統合中学校建設工事費が計上されております。

委員会では、学童保育クラブについて、現場踏査を行い、審査しております。委員からは、防火水槽への安全対策、あるいは、広場には車の乗り入れができるようだが、その安全対策はどうなっているのかとの質問が出ております。当局の答弁では、集落会長と話し合いをして、両側に車どめなどの安全対策をとりたい。また、防火水槽に関しては、今回の補正予算に消防側から予算計上になっているとの答弁をいただいております。

次に、仁賀保中学校建設について、教育委員会としてはどの程度かかわって議論なり審査を行っているのか、あるいは、建設の総事業費が3月の事業実施計画書の金額と4月に配布された説明資料の金額が短期間で大幅に違うのはどうしてなのかとの質問が出ております。当局の答弁では、基本設計検討委員会のメンバーに教育委員の方も入っており、毎月開催している教育委員会で検討内容を報告しており、建設の総事業費の違いについては、実施計画の段階では、概算単価に基づいた概算の額で計上していますが、基本実施設計が完成したことにより、実施計画段階より正確な数字となっているとの答弁をいただいております。

以上で報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。22番佐々木正己産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（22番佐々木正己君）登壇】

産業建設小委員長（佐々木正己君） それでは、議案第74号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の当委員会にかかる審査の報告を申し上げます。

結果は、お手元の表にありますように、全会一致で可決に決しております。

中身について若干申し上げます。

発展モデル組織育成事業補助金ですが、今これは2組織ですが、将来は5組織を目標にしたいということです。組織のあり方については市役所誘導ではないということです。

それから、水産振興費の漁業経営安定資金貸付金3,000万円あります。当初予算で9,500万円を



措置しておりますので、1億2,500万円という多額になっております。課のほうの説明では、漁業者からはとても喜ばれているということがありましたが、委員からは、焦げつきがないように注意が必要、あるいは抜本的な対策が必要ではないかという声が出ております。

観光施設費のサン・ねむの木の用地測量業務委託であります。測量にしては額が多いのではないかとこの質問に対し、法の変更があって、全部のところを測量しなければならないということでの委託料が多いということでもあります。

次に、まちづくり交付金事業であります。本会議の一般質問等で大変活発な議論がなされている、そのとおりであります。年度間流用ということで、今年度の業務委託3,150万円を見送る、が、交流センターそのものは建設の方向にあるということでもあります。慎重な対応ということで、2人の委員から意見が出ております。

以上であります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。 — 16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） 1つだけお聞きしたいと思いますが、まちづくり交付金事業についてであります。

この事業選択というか、今回の補正予算にかかわって1億9,877万8,000円の予算計上になって、そして、要望額よりも多く来ているので、年度間流用で使うという形に説明をされています。で、金浦地区まちづくり交付金事業の施工計画箇所図を渡されて見ているんですが、この内容で、事業を選択した、何というか、なぜこれは選択をして、同じ20年度からのあれで選択をしなかったか。例をいいますと、基幹事業で、道路下竹嶋潟・三嶽前線というのは、20年度からの予定ですけども、今回は予算計上はされていないと。そういう事業選択の基準というか、そういうものが当局から話されたり、あるいは委員の中から審査をされたのか、伺いたいと思います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（佐々木正己君） そういった個々の事業の選択の理由等については、そこまでは突っ込んで話し合いをしておりません。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第74号平成20年度にかほ市一般会計補正予算(第2号)の討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論なしと認めます。これで議案第74号に対する討論を終わります。

これから議案第 74 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 74 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立多数です。したがって、議案第 74 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前 10 時 19 分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会  
委員長



午前 10 時 19 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
特別委員会の結果表配付のため、30 分まで休憩します。

午前 10 時 20 分 休 憩

午前 10 時 30 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1、議案第 66 号平成 20 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 7 号）から日程第 10、議案第 75 号平成 20 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 1 号）まで 10 件、日程第 11、陳情第 6 号青少年健全育成のための基本法及び有害図書類・有害情報規制に関する法整備を求める陳情から日程第 15、陳情第 10 号過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書までの 5 件、日程第 16、請願第 2 号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願 1 件及び日程第 17、請願第 1 号米価の安定と生産調整に関する請願（継続審査中）1 件、計 17 件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。13 番菊地衛総務常任委員長。

【総務常任委員長（13 番菊地衛君）登壇】

総務常任委員長（菊地衛君） 6 月 18 日、当総務常任委員会に付託になりました案件の審査が終了いたしておりますので、報告いたします。

議案第 67 号にかほ市みらい創造基金条例制定について、全員の賛成により可決をいたしております。

議案第 68 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について、賛成多数で可決をいたしております。

議案第 70 号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について、全員の賛成により可決をいたしております。

陳情第 7 号名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書」の採択について、賛成少数で不採択をいたしております。

審査の内容について若干申し上げます。

議案第 67 号は、これも市政報告、一般質問、質疑等で詳しい説明、やりとりがあったわけですが、委員会でも、教育や子育て支援、福祉などの文言を盛り込み、納税者にわかりやすい、納税しやすいような具体的なメニューをとの意見があり、場合によっては、まちづくりの 6 項目の基本方針、安心して暮らせるまち、豊かな自然環境のまち、人と文化をはぐくむまち、活力ある産業のまち、

人と情報が交流するまち、参加と自立のまちをベースに条例を組み立て、にかほ市の目指すべき方向を示して、多くの方々から御協力をいただくというほうがわかりやすいのではないかとの意見もありました。

市当局の説明の繰り返しになるかと思いますが、当局では、主に都市圏のふるさと出身者の方々を念頭に置き、ふるさと納税制度の趣旨にかんがみ、ふるさとにかほを懐かしみ、ふるさとへの思いを喚起させるような特色のある条例作成に心を砕いたとのことで、鳥海山や日本海の雄大な自然と豊かな緑、都市圏にはない鳥海山信仰がもたらす伝統芸能や史跡などを将来にわたって守り、継承していくというところに力点を置いている内容となっておりますが、納税者のそれぞれの思いにも十分配慮できる条例ではあります。今後、当局では、条例では明らかになっていない、教育や福祉、産業振興などの点について呼びかけのリーフレット作成の際に具体例を示しながら、わかりやすく盛り込んでいくとの回答を得ております。

議案第 68 号は、この件も質疑、あるいは資料の配付により、改正の内容や対象者について全体で説明を受けておりますが、委員会では、納税状況についての質疑が多くありました。当局では、納税通知書と一緒に市税口座振替依頼書兼自動振込利用申込書を送付し、口座振替の拡大に一定の効果을上げているようです。また、前納報奨金制度が来年度から廃止となり、今年度は昨年度の 2 分の 1 の報奨金交付の緩和措置をとっておりますが、一括から分割という傾向は見えるものの、前段で申し上げた口座振替も徐々にふえていることから、報奨金制度廃止が直ちに税を納めないというような影響は現時点ではないと見ているようであります。また、委員からは、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入について、年金はあくまでも個人の所有であって、法律や条例で受給前に勝手に徴収するのは、利便性とは全く性格の違う問題であるとの反対意見もありました。

陳情第 7 号については、自衛隊のイラク派遣をめぐる経緯、イラク復興支援特別措置法による人道復興支援活動と後方支援の安全確保支援活動の 2 分野、あるいは、PKO 協力法に基づく物資輸送など、さらには難民救援活動、災害緊急派遣など、海外での自衛隊の活動を検証しながら、憲法解釈の問題、立法、司法、行政の三権分立のそれぞれの独立性、国策としての日本の立場、考え方、地方としての日本の法治国家のあり方や人権や人命の尊重というような議論をしましたが、行政府としての国の決定、そして、国際貢献という観点から結論を出しております。

以上、報告を終わります。

議長（竹内睦夫君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。10 番加藤照美教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（10 番加藤照美君）登壇】

教育民生常任委員長（加藤照美君） 去る 6 月 18 日に当教育民生常任委員会に付託になりました案件の審査が終わっておりますので、その報告をいたします。

議案第 69 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決しております。

審査の内容について若干申し上げたいと思います。このたびの提案は、後期高齢者医療制度が新たに導入されたことによる改正と、これまで旧町ごとの不均一課税だった基礎課税額の均等割額を統一する内容となっております。

委員会では、国保の医療費の状況、国保税率の基礎課税額の推移と統一改正案、並びに後期高齢者支援金等課税額の税率案、そして、国民健康保険事業の収支状況比較表などの資料を提出してもらい、審査を行っております。

委員からは、医療費が年々伸びてきているようだが、このままで大丈夫なのか、何らかの手を打つべきではないのかとか、仮に後期高齢者医療制度が廃止となった場合、国保税額にどのような影響が出るのかとの質問が出ております。当局の答弁では、後期高齢者医療制度が廃止となった場合、前期高齢者交付金がなくなることになるため、かなり厳しい状況となり、基金もありますが、何年ももつ額ではないので、税率を元に戻すなどの変な事態を避けるため、旧 3 町の国保会計が統一された後は、基金を積み立てていくしかないとの答弁をいただいております。

次に、陳情第 6 号青少年健全育成のための基本法及び有害図書類・有害情報規制に関する法整備を求める陳情については、全員の賛成で採択しております。

次に、陳情第 9 号後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書については、賛成多数により継続審査となっております。

審査の内容を若干申し上げます。この陳情に対して賛成の方の意見としては、75 歳以上を独立した医療制度にするのは人間としてやるべきことではない。後期高齢者医療制度については 2002 年から検討されている内容であり、1977 年にも同様に年齢で医療制度を分離する案が出ていたけれども、医師会会長の意見などにより立ち消えとなった経緯もある。今回の医療制度改革により、かなり複雑な医療制度がさらに複雑になったと思う。財政効率を上げるためだけの制度改革は納得できるものではない。一たん老人保健制度へ戻し、再検討する必要があるのではないか。今回の陳情については、すべて賛成というわけではないが、中止・見直しとしてなら納得できる。過去の経緯として、市議会でも賛成した経緯もあるが、やはり年齢で医療制度を分離するのはやるべきでないとの意見であります。

継続審査になった理由としては、単に後期高齢者医療制度の廃止だけを訴えるのではなく、それにかわる制度はあるのかどうか。あるいは、国のほうでも見直しということで審議中でもあり、今後の動向を見きわめる必要があると思われるので、継続審査にしたほうがよいとの意見が多数でありました。

それから、報告になりますけれども、これは付託はされてなかったわけなんですけれども、1 週間ほど前の新聞に載ってました採血器具の使い回しの件について御報告申し上げます。

新聞によりますと、院内診療所及び小出診療所で採血器具の使い回しということになっております。当局の答弁では、平成 14 年から 18 年までの 5 年間で約 200 人ぐらいとの説明を受けております。で、その方々の病気はほとんどが糖尿病の方で、使い回ししたことよっての影響は現在報告

がないとのことであります。

以上で報告を終わります。

訂正いたします。今のこの医療器具の使い回しの件に関しては、休憩中に報告を受けておりますので、そこら辺、訂正いたします。

再度訂正いたします。議案第 69 号の審査中に、休憩を挟んで、この報告はを受けております。以上です。

議長（竹内睦夫君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。 — 16 番 竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 今の話ではありません。後期高齢者医療制度についての審査の中で、もしこが廃止された場合という、そういう論議がされたという報告がありました。その中で、当局側からは極めて厳しくなるという話があったというんですけれども、じゃ、このまま続いていった場合の、いわゆる後期高齢者の医療制度についての、いわゆる保険税ですね。2 年後に見直すというふうになっているわけですけれども、そういうことについて、2 年後、じゃこのにかほ市の場合はどうなる、人数どうなって、医療費がどうなって、税金がどうなると、そういう話がされていますか。

議長（竹内睦夫君） 教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（加藤照美君） ただいまの質問ですけれども、2 年後についてのそういう詳細な話し合いはしておりません。

ただ、今現在の国民健康保険事業の収支状況比較表、これを見ますと、年々医療費が多くなっております。18 年度と、19 年度は決算見込みなんですけれども、2 億 2,000 万円ほどふえております。こういったことから、大変厳しい内容となるだろうとの当局の答弁をいただいております。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。22 番佐々木正己産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（22 番佐々木正己君）登壇】

産業建設常任委員長（佐々木正己君） それでは、議案第 71 号及び議案第 72 号市道路線の廃止と、並びに認定であります。両議案とも全会一致で可決に決しております。

中で、一、二、報告申し上げます。旧仁賀保地区の市民生活上の違いはどうかという質問に対して、ほとんどの 4 級路線が 3 級路線に格上げになっているので、4 級路線にある受益者負担条項から 3 級に上がったということで、旧仁賀保地区の人は負担の緩和につながったのではないかという説明がありました。

それから、道路台帳整備のことでありますが、多額な金がかかるけれども、細々とやっているようではありますが、委員からは、ぜひ道路台帳の作成をしてほしいという意見が出ております。

それから、議案第 73 号公共下水道根幹の施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についてということでもあります。これも全会一致で可決に決しております。



中で、現在の水洗化率は戸数で67%ということで、これをもう少しアップしないと収入の増につながらないということで、今年度中に水洗化推進策のアンケートを行いたいというような報告を受けております。場所は、ねむの丘の南側の高尾自動車三菱の裏手の空き地がありますけれども、そこに建てるということで、脱臭装置をフルに活動するので臭気はないという報告を受けております。

続きまして、議案第75号平成20年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）であります。これも全会一致で可決に決しております。

本会議で説明のとおり、TDK秋田工場へガスを供給するということでもあります。TDKは現在、LPGを使っていますが、20年、21年で全部天然ガスにするということで、これが完成しますと、供給量が107万7,000立方メートル、年間およそ8,100万円の収入増になるだろうと。これは民間の世帯数でいくと約1,500世帯分あるという説明でありました。委員からも、大変いいことで、営業努力を大変評価するという声なのですが、将来的にも長くTDKからは、途中で変更のないようお願いをしたいものだという声が出ております。

もう一つ、当局からは、原材料の高騰並びに品薄が将来懸念されるので、その辺が将来的には心配なところがあるというような報告でありました。

次に、陳情第8号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書であります。これは、願意妥当、全員の賛成で採択に決しております。

陳情第10号過剰な農薬取締法云々は、これは文面から、あるいは陳情者の点から見て、個人の利益誘導につながる陳情であるというような見解で、全員で不採択ということに決しております。

それから、請願第2号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願であります。これはウルグアイ・ラウンドに関しての世界的な経済の約束という点から、中に、そういう点から輸入米停止は逆に認められないと、要するにウルグアイ・ラウンドの締結を推進すべきだという委員がおりまして、採決の結果、賛成多数で採択に決しております。

それから、前委員会からの申し送り、積み残しの請願第1号米価の安定と生産調整に関する請願、継続審査中のものが来ておりますが、これについては、再度継続審査をして、中身を審査する必要があるということで、全員でもって継続審査に決しております。以上です。

議長（竹内睦夫君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。23番山田明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（23番山田明君）登壇】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 議案第74号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）は、賛成多数で可決に決しております。

議長（竹内睦夫君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。

議案第 66 号平成 20 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 7 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 66 号の討論を終わります。

これから議案第 66 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 66 号平成 20 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 7 号）は、承認することに決定しました。

次に、議案第 67 号にかほ市みらい創造基金条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 67 号の討論を終わります。

これから議案第 67 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 67 号にかほ市みらい創造基金条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 68 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について、反対をします。

条例改正の中には賛成できるものも確かにあります。しかし、天引き納税の強制には反対です。現在は、委員長の報告にもありましたけれども、市民税などは口座から引き落としを希望する人はその方法で、通知書での納税はそういうやり方で、個人の納税方法については本人の意思が尊重されています。それを一律に天引きするということは、お上の言うことを絶対聞かせるという、民主主義と相入れないことです。

当初、今回の市税条例を変えれば、市民税にのみ該当し、県民税は県条例を変えなければならぬのかなと思っていました。しかし、後で確かめたところ、地方税法 41 条で、県民税の徴収方法は市で決めた方法によるというふうに行われているということがわかりました。したがって、今回、この条例が改正されれば、市民税に加えて県民税がまとめて天引きされることとなります。

にかほ市では、65歳以上の市民税と県民税が天引きされる人数は約2,550人おります。これは年々ふえていくことになると思います。これまで既に介護保険料が天引きされています。そして、国保税も65歳から75歳未満の人は天引き、さらに、75歳以上の後期高齢者は当然天引きされてきます。これに加えて、今回の住民税です。否応なしの天引きというのは、憲法29条の財産権はこれを侵してはならないということに反すると思います。天引きの理由を高齢者の利便性のためと言っていますが、これは確実に税を取るためのものとししか考えられません。

自民公明の福田政府は、これまで定率減税廃止、老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮小など、国民への税負担をふやし続けています。一方では、大企業へは定率減税は続けております。そして、研究費助成などで税の優遇をずっと続けております。そして、アメリカ軍への思いやり予算では2,083億円、にかほ市一般会計予算の約14年分にもなります。今、これに加えて、消費税の税率を上げることも提案しつつあります。市民は、油や諸物価高騰で大変な生活を強いられています。強い者、富める者に思いやり、高齢者や難儀している国民には情け容赦ない取り立てをする条例の改正は、地方税法改悪によるもので、市が進んで改正をするものではないと思います。しかし、市民税の年金天引きはやるべきでないと考え、反対討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。16番竹内賢議員。

【16番（竹内賢君）登壇】

16番（竹内賢君） 反対の討論に参加をしたいと思います。

いずれ地方税法の改悪によって、地方自治体が従わなければならないという法律ができて、この条例が今出されているわけですが、地方税法の改正そのものがやっぱり悪法だと思います。条例が改正されると、65歳以上で、老齢基礎年金が18万円で、特別徴収税額が老齢基礎年金額以内であれば、個人住民税を公的年金から特別徴収する制度を平成21年4月1日から導入することになります。所得税、国民健康保険税、介護保険税、後期高齢者医療制度の支援金、いわゆる年金受給者の手に入る前に徴収されることになります。年金受給者の意思に関係なく、特別徴収するということは、国の地方税法の改悪により地方が従わなければならない法制度といっても、国民を信頼しない政治がまかり通ることになります。このことは権力者の——です。こんなことは、私たちは許すことはできないと思って反対をします。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時07分 再開

議長（竹内睦夫君） 会議を再開します。

16番竹内賢議員。

16番(竹内賢君) 私の発言の中で、不穏当な発言があったという指摘を受けまして、その点について、まずこれ、この「————」というものをよめます、これをなくします。この発言をまず取り消しをして、その思いを少し述べさせていただきたいと思います。

理由にも述べましたが、いずれにしても国民の意思が全然反映されないで、そして、年金というのはあくまでもやっぱり年金受給者のものです。嘗々と働いて、そして積み上げられたものが、ただ一片の法律によって自分の手に入る前に、生活者の手に入る前に強制的に引かれるということであらわす意味で言った言葉でありまして、その4つの字句については取り消しをさせていただきます。申しわけありません。

議長(竹内睦夫君) ただいま16番竹内賢議員より反対討論の中での「————」という字句について削除したい旨の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますけれども、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 異議なしと認め、そのように決定します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 討論なしと認め、これで議案第68号に対する討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長(竹内睦夫君) 起立多数です。したがって、議案第68号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番村上次郎議員。

【12番(村上次郎君)登壇】

12番(村上次郎君) 議案第69号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について反対します。

中には、例えば基礎課税限度額の56万円、これを47万円へ引き下げる、こういうのはわかりませんが、後期高齢者支援金等の課税限度額を12万円というふうにすると、合計では、これまでより3万円も負担がふえることとなります。確かに該当する人数はそう多くはないということなわけですが、これでは困ると思います。また、これまで子供などの扶養者となり、保険料を納めてこなかった人にも保険税を負担させる改悪もありますが、当面、激変緩和として納入額を減らしたり、

一時的に納入を伸ばしても、やがて新たな負担が生じることに変わりはありません。後期高齢者医療制度の支援金は、各保険者の加入者数に比例して課されるため、国保の負担は確かに安くなりますけれども、健保や共済の多くが負担増となっていきます。

市長は、一般質問に対する答弁の中で、「後期高齢者医療制度の負担については公費負担に固執することなく」と述べ、もっと公費負担をふやしたらととれる答弁をしています。しかし、国民医療費のそれぞれの分担状況を見ますと、国の負担は1980年度に全体の30.4%であったのが、これが2004年度には30.4%から26.0%と減っています。事業主も24.0%から20.6%と負担割合が減り、逆に家計の負担は40.2%だったのが、44.6%というようにふえています。このように医療費に占める国庫負担と事業主負担の割合は大きく減っています。これをさらに抑制・削減するために国民に犠牲を添加するというのが、政府・財界の方針です。

2020年代には、戦後、ベビーブームのときに生まれた団塊の世代が75歳以上になります。そうなくても国の財政負担と大企業等の保険料負担がふえないようにと、後期高齢者医療制度という形にしたのが政府と財界です。この制度は、今の高齢者はもちろん、将来高齢者となる、すべての国民から医療を奪い取る改悪です。高齢者を扶養している現役世代にも重い負担がのしかかることになります。現在の制度の一部の修正では解決になりません。衆議院に後期高齢者医療制度の廃止法案が出されていますが、その成立を望むものです。

なお、議案第74号の一般会計の補正予算にも、後期高齢者医療制度のシステム変更予算があり、国が本来補助すべきところをにかほ市に負担をさせているのは認められないということことを申し添えて、反対討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。16番竹内賢議員。

【16番（竹内賢君）登壇】

16番（竹内賢君） 議案第69号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、反対をします。

自民党と公明党の小泉内閣が強行した、この後期高齢者医療制度ができたことにより、後期高齢者支援金等が課税されることとなります。国民から総スキャンを受けた自民党と公明党は、今、慌てて制度をいじり回そうとしておりますが、野党四党と言われる民主党、社民党、共産党、国民新党から廃止法案が国会に出されております。後期高齢者支援金等のための課税を設ける改正は認めることはできません。さらに、課税方式がこれまでの所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から、所得割と均等割の2方式に改正する案ですが、試算した結果をもとに議案質疑をしましたが、当局も認めているように、所得の低い人の負担割合が高くなる内容になっております。応益割合と応能割合をおおむね50%ずつになるようにという原則があるようですが、また、7割減、5割減、3割減の軽減措置もあることを承知しておりますが、所得の低い人が高い人より負担割合が高い課税方法では生活費に占める税の割合がさらに高くなっていきます。以上の理由から反対をします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第 69 号の討論を終わります。

これから議案第 69 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 69 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 70 号の討論を終わります。

これから議案第 70 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 70 号秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号市道路線の廃止についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 71 号の討論を終わります。

これから議案第 71 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 71 号市道路線の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号市道路線の認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 72 号の討論を終わります。

これから議案第 72 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 72 号市道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 73 号の討論を終わります。

これから議案第 73 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 73 号公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）の討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。16 番竹内賢議員。

【16 番（竹内賢君）登壇】

16 番（竹内賢君） 議案第 74 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）に反対をします。

率直に言いますと、この補正予算には、小・中学校の校舎の耐震診断委託料や仁賀保統合中学校の建設事業費など重要な予算も計上されており、悩みましたが、問題の後期高齢者医療制度などのための医療システムを改修するための予算が計上されておりますし、また、男女共同参画講演会の講師に、メディア 21 という会社に委託して、現職の自民党の参議院議員を予定しており、この点について疑問もあります。この会社の男女共同参画に関する講師陣の一覧を見ましても、もっとふさわしい活動を積極的に担っている方もたくさん見受けられます。さらに、南極フェア実行委員会補助金として、額は小さくて 40 万円ですが、増額補正を計上しています。当初予算で昨年度より 15 万円増額しているのですが、ある作家の講演内容やお話の中に触発されたように、さらに増額するという事は、予算をつくる主体性というのがどこにあるのかということがあります。白瀬南極探検隊の偉業について PR を強くしたいということは、理解はできるわけですが、当初予算を編成するに当たって、この話が出た際に間に合ったと思います。事業を考え、予算を組む基本姿勢に安易さを感じられます。さらに、演奏に自衛隊音楽隊を呼び、中・高校生と共演させることも問題だと考えます。

以上の理由で反対をします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第 74 号の討論を終わります。

これから議案第 74 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報

告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第74号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号平成20年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第75号の討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第75号平成20年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第6号青少年健全育成のための基本法及び有害図書類・有害情報規制に関する法整備を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第6号の討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第6号青少年健全育成のための基本法及び有害図書類・有害情報規制に関する法整備を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第7号名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書」の採択について（陳情）の討論を行います。まず、本件に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。16番竹内賢議員。

【16番（竹内賢君）登壇】

16番（竹内賢君） この陳情は、日本の国は三権分立です、司法、行政、立法。そして、この判決は確定をしたものです。憲法違反とはっきり言い切っております。アメリカがその情報操作をしてイラクに攻撃をしました。その際に、小泉首相は、自衛隊を派兵するに当たって、自衛隊の行くところは戦闘地域ではないと、そういう詭弁を弄して派兵をしました。アメリカ追従の、極めてよくない政治を行ったわけです。その政治が違憲だと断定をされたわけです、司法から。そして、その判決がはっきり確定をしました。自衛隊機が実際に輸送しているのは、武装したアメリカ軍や多国籍軍だというふうに、これも言われております。したがって、日本国憲法9条ではっきり言い



切っております、その憲法に違反する行為というのは、子供たちに守れと言いながら、政府みずから守れないような、そういう政策を私はとるべきでない。したがって、確定した判決に基づいて自衛隊機を早急に引き上げるべきだ、そういうことを私も思います。したがって、この陳情に対しては全面的に賛成をしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで陳情第7号の討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立少数です。したがって、陳情第7号名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書」の採択について（陳情）は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第8号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第8号の討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第8号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第9号後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第9号の討論を終わります。

暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時33分 再開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

これから陳情第 9 号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第 9 号後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書は、継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第 10 号過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第 10 号の討論を終わります。

これから陳情第 10 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を原案どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立なしでございます。したがって、陳情第 10 号過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書は、不採択とすることに決定しました。

次に、請願第 2 号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで請願第 2 号の討論を終わります。

これから請願第 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、請願第 2 号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第 1 号米価の安定と生産調整に関する請願（継続審査中）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで請願第 1 号の討論を終わります。

これから請願第 1 号を採決します。この請願に対する委員長の報告は継続審査です。この請願は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、請願第 1 号米価の安定と生産調整に関する請願（継続審査中）は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

日程第 18、議提第 6 号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書及び

日程第 19、議提第 7 号ミニマムアクセス米の輸入の一時中止を求める意見書、2 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議提第 6 号について、22 番佐々木正己議員の説明を求めます。22 番佐々木正己議員。

【22 番（佐々木正己君）登壇】

22 番（佐々木正己君） 議提第 6 号を提案申し上げます。陳情の採択により意見書を出すということでもあります。

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 20 年 6 月 23 日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員佐々木正己。賛成者、にかほ市議会議員榊原均、同じく池田好隆、同じく佐藤文昭、同じく村上次郎、同じく佐々木清勝、同じく佐藤元、同じく市川雄次。

次に、文面が、意見書の案が載っております。「記」のところで、1 から 5 まであります。で、5 はさらに括弧書きで 1 から 4 というふうに細分化っております。ぜひ御一読の上、よろしく願います。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 6 月 23 日。秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

提出先は、衆議院議長以下 8 名の所管の大臣であります。

よろしく願います。

議長（竹内睦夫君） これから議提第 6 号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第 6 号の質疑を終わります。

これから議提第 6 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、議提第 6 号に対する討論を終わります。

これから議提第 6 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 6 号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 7 号について、22 番佐々木正己議員の説明を求めます。22 番佐々木正己議員。

【22 番（佐々木正己君）登壇】

22 番（佐々木正己君） 議提第 7 号であります。これも請願の採択を受けての意見書の提出であります。

ミニマムアクセス米の輸入の一時中止を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 20 年 6 月 23 日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員佐々木正己。賛成者、にかほ市議会議員榊原均、同じく池田好隆、同じく佐藤文昭、同じく村上次郎、同じく佐藤元、同じく市川雄次。

次のページに意見書の案が載っております。その次のページにあります。これが主眼であります。

1. ミニマムアクセス米の輸入を一時中止し、制度の見直しをWTO交渉の場で強力に働きかけることでもあります。

平成 20 年 6 月 23 日。秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

内閣総理大臣福田康夫様、農林水産大臣様、財務大臣様。

以上であります。

議長（竹内睦夫君） これから議提第 7 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第 7 号に対する質疑を終わります。

これから議提第 7 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議提第 7 号に対する討論を終わります。

これから議提第 7 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議提第 7 号ミニマムアクセス米の輸入の一時中止を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 20、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。教育民生常任委員長及び産業建設常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第 102 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。教育民生常任委員長及び産業建設常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、教育民生常任委員長及び産業建設常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 21、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しております議員派遣の件のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しております議員を派遣することに決定しました。

日程第 22、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第 43 条により、議会で議決されました議案について、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 20 年第 5 回にかほ市議会定例会を閉会します。

午前 11 時 47 分 閉 会